タンザニア人権報告書 2023年版

概要

1年を通じてタンザニアの人権の状況に大きな変化はなかった。

重大な人権問題としては、不法又は恣意的な殺人(超法規的殺人を含 む)、政府又はその代理人による拷問又は残虐、非人道的若しくは品 位を傷つける取扱い又は刑罰、過酷かつ生命を脅かす刑務所の状況、 司法の独立における重大な問題、政治犯又は政治的理由により拘禁さ れた者、恣意的又は不法なプライバシー侵害、表現及び報道の自由に 対する深刻な制限(ジャーナリストの不法な逮捕又は起訴、検閲及び 名誉毀損を犯罪とする法律の執行を含む)、インターネットの自由に 対する深刻な制限、平和的な集会の自由及び結社の自由への多大な干 渉(非政府組織及び市民社会団体の設立、資金調達又は活動に関する 過剰に制限的な法律を含む)、生命又は自由が危険にさらされたり、 又は人権侵害に該当するその他の不当な処遇を受けたりするおそれの ある国への難民の送還、自由かつ公平な選挙を通じて国民が平和的に 自国の政府を変えることができない状況、政治参加への深刻かつ不当 な制限、深刻な政府の汚職、ジェンダーに基づく様々な暴力(家庭内 又は近親者による暴力、性暴力、児童婚、早期結婚及び強制結婚、女 性器切除/女子割礼並びにその他の形態の暴力を含む)、成人の同性間

の合意に基づく性行為を犯罪とする法律の存在及び執行、レズビアン、 ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クイア又はインターセックスの人々に対する暴力若しくは暴力の脅しを含む犯罪に関する信頼性のある報告があった。

政府は一部の事案について、人権侵害を犯した公務員を捜査し起訴する信頼できる措置を講じたが、警察又はその他の治安部隊及び政府の文民部局に対する不処罰は一般的だった。

平和維持軍による虐待に関する報告が散発的にあり、当局は虐待の容疑者である公務員を特定及び捜査する措置を講じた。

第1節 個人の完全性の尊重

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の不法な又は政治的動機による殺害

政府又はその代理人による超法規的殺人等の恣意的又は不法な殺人 に関する複数の報告があった。その大半は警察官又は刑務官による ものだった。疎外された人種及び民族コミュニティのメンバーが虐 待の被害者の中で不釣り合いに大きな影響を受けていたり、極端に 人数が多かったりすることはなかった。

(2023年)10月5日、キゴマ州(Kigoma)のカジャラミンバ(Kazuramimba)

村において警察官が住民たちに向かって発砲し、住民3名が死亡したと地元メディアが報じた。この事件は、ある伝統的なヒーラー率いる村民の集団が村で魔女を探していたところに警察が介入した際に発生した。

(2023)年3月31日、警察はマラ州(Mara)タリメ(Tarime)で同僚の警官1名を逮捕した。警察の発表によれば、当該警官はタリメ住民でバイクタクシー(ボダボダ)運転手のノンディ・マルワ(N'ondi Marwa)を射殺した嫌疑がかけられていた。

b. 失踪

政府当局又はその代理による失踪に関する信頼性のある報告はなかった。

c. 拷問及びその他の残虐、非人道的若しくは品位 を傷つける取扱い又は刑罰、及びその他の関連す る虐待

憲法は上記の行為を禁じているが、法律はこの憲法上の制約を反映しておらず、拷問を定義していない。警察官、刑務官及び兵士による民間人、犯罪被疑者及び受刑者の虐待、脅迫又はその他の不適切な処遇に関する報告があった。こうした虐待では殴打されることがしばしば

あった。(2023年)6月、地方警察長官代理のマイリ・ミコリ(Mairi Mikori)は、ムワンザ(Mwanza)警察署がセント・オーガスティン(Saint Augustine)大学で1人の生徒を激しく殴打した容疑で同署の署員1名を拘禁したことを確認した。

様々な人権擁護団体によれば、政府はマサイ族コミュニティを彼らが 長年居住していた北部から立ち退かせ、マサイ族の土地、生活及び文 化に対する権利を侵害した。2022年6月以降、当局は居住地域から住民 を強制退去させるため、殴打、銃撃、性暴力及び恣意的な逮捕等の、 侵害的及び不法な手段に関与したとされていた。

刑務所及び拘禁施設の状況

過密収容、身体的虐待及び不十分な衛生状態のため、刑務所及び拘禁 施設の状況は劣悪で生命を脅かしていた。

虐待的な身体的状況: 非政府組織(NGO)のメンバーによれば、受刑者の身体的虐待がまん延しており、不適切な処遇の報告もあった。女性受刑者は刑務所当局からセクシャル・ハラスメント及び殴打の被害を受けたことを報告していた。疎外された人種及び民族コミュニティのメンバーが虐待の被害者の中で不釣り合いに大きな影響を受けていたり、極端に人数が多かったりすることはなかった。

刑務所職員は電力不足、不十分な照明及び医療用品の不足を報告していた。刑務所に暖房はないが、報告によると、寒冷地に収容されてい

る受刑者には毛布やセーターが支給されていた。衛生設備は不十分だった。一部の刑務所は受刑者に食料を提供していたが、内務省の報告によると、受刑者は自ら食料を栽培していた。刑務所労働生産組織委員会(Board of Prison Force Production Agency)は、刑務所が独自の耕作プロジェクトによって十分な食料を供給していることを確保することを任務としていた。それでも、刑務所当局から食料は一切提供されず、家族からの差入れが唯一の頼りだと報告する受刑者もいた。

医療措置は不十分だった。健康上、最も一般的な健康上の懸念はマラリア、結核、HIV及びエイズ、呼吸器疾患並びに非衛生的な状態が原因の疾病だった。刑務所の診療所では限られた治療しか受けることができず、通常、受刑者の友人や家族が医薬品を提供するか医薬品購入のための資金を渡さなければならなかった。紹介された医療機関や病院への移送は限定的だった。また、医療措置の要請は官僚主義的に処理されることが多く、受刑者の治療が遅れる原因となっていた。医師が刑務所の診療所で定期的な健康診断を行っていたが、検査機器や医薬品は不十分だった。

管理: 裁判官と治安判事は刑務所を定期的に視察し、受刑者や被拘禁者から懸念を聞いていた。さらに、受刑者の親族が人権・善き統治委員会(CHRAGG)に苦情を申し立て、CHRAGGは虐待の報告について調査した。これらの調査結果は公表されていない。

本土では、受刑者は司法当局に苦情を申し立てることができた。 CHRAGGも公式のオンブズマンの役割を果たしていた。タンガニーカ (Tanganyika、タンザニア本土)及びザンジバル(Zanzibar)連合の場合、 内務省の苦情処理部門(Public Complaints Department)及び刑務所業務 広報部門は、直接又はメディアを介して送られる刑務所の状況に関する一般からの苦情及び問合せに対応していた。

独立的監視: 法律は、報道機関のメンバーが刑務所を訪問することを禁じていた。一般的に外部組織が受刑者に接見することは難しく、接見の許可を取得する手続は煩雑だった。

d. 恣意的な逮捕又は拘禁

憲法は恣意的な逮捕及び拘禁を禁じていたが、州及び県の長官は個人を罪状なしで最長48時間拘束する権限を有していた。報告によると、この権限は、政府を批判する者を拘禁するために行使されていた。

法律は、刑事犯罪であるかその他の理由であるかを問わず、被逮捕者 又は被拘禁者に、自らの拘禁の法的根拠又は恣意性について法廷で異 議を唱え、違法に拘禁されたことが明白になった場合には即刻釈放さ れ、補償を得る権利を認めていた。しかし、法律は、こうした異議申 立てには民事訴訟を提起しなければならないと定めており、被拘禁者 がそうした訴訟を提起することはほとんどなかった。

逮捕手続及び被拘禁者の取扱い

本土における法律は、現行犯を除くほとんどの犯罪における逮捕に際して、十分な証拠に基づく逮捕令状をもって行うことを義務付けていた。しかし、当局は必ずしも法律を遵守しなかった。警察は、しばしば司法権限なく個人を拘禁した。法律はまた、国家安全保障に関する被拘禁者を除き、犯罪で逮捕された者は、週末と祝日を除き、逮捕後24時間以内に治安判事に送検されなければならないと規定していたが、当局が常にこの要件を遵守しているわけではなかった。現地当局の命令により、警察が罪状のないまま個人を短期間拘束したという報告が複数あった。

法律は、殺人、反逆、テロ行為、薬物、武装強盗、人身売買、マネーロンダリング、その他の経済犯罪及び被告人が治安上のリスクとなるおそれのあるその他の犯罪事件における、被告人の保釈を認めなかった。裁判所が保釈を認めたとき、移動及び結社の自由に関して厳格な条件を課した場合もある。第一審及び地方裁判所では、保釈の許可を受けるために担当官に賄賂を渡すこともあると報告されていた。

法律は、被疑者が弁護人に連絡し、家族と話す権利を認めていたが、 しばしば警察は被拘禁者にこの権利について伝えなかった。殺人又は 反逆で起訴された、経済的に困窮した被告人及び被疑者は、裁判所の

登録部門に法的代理人の申請を行うことができる。農村部での弁護士の不足、通信システムとインフラの不備、被告人が自らの権利について知らないことにより、弁護人への迅速なアクセスはしばしば制限された。

e. 公正な裁判の否定

憲法は司法の独立を規定していたが、司法の多くの機関には依然として資金不足、汚職、(特に下級審における)非効率性がみられ、行政からの影響が疑われた。裁判官と上級裁判所職員は大統領によって政治的に任命されたため、裁判官と上級裁判所職員は、常に大統領からの命令や脅迫を受けやすい状態にあると政府批判者は主張していた。

報告によると、裁判所職員は裁判の開始若しくは犯罪で起訴された者の記録の隠ぺい又は誤った誘導のために賄賂を受け取っていた。報告によると、下級裁判所の治安判事は、訴訟の結果を決めるにあたって賄賂を受け取ることがあった。裁判の結果が政府によって事前に決定されていた、又は概して政府が司法の独立性や公平性を尊重していないと見受けられる事例が複数あった。当局は裁判所の命令を尊重し実施した。

裁判手続

法律は、公正な公開裁判を受ける権利を定めていたが、ぜい弱な司

法制度はしばしばその権利を保護しなかった。裁判は開始後、不特定期間にわたる休廷と再開が複数回繰り返されることがあるため、数か月か数年も続く場合があった。

法律は、推定無罪と、刑事裁判での有罪の基準を「合理的な疑いを超えること」と定めていた。こうした規定があるにもかかわらず、行政部局は政党、市民社会団体及び国際組織を法律違反で定期的に起訴し、被告人にその無罪をはっきりと説明すること又は弁護することを要求した。一般的に非公開手続(例として、未成年者が関与している違法薬物取引や性犯罪の事件)を行う裁判所には、非公開とする理由の提示が義務付けられている。テロ行為に関わる裁判の場合、法律は当事者を除く全ての者を訴訟手続から排除し、証人にはその保護のための特別な手配の下で尋問を行うことができると規定していた。

ザンジバル(Zanzibar)では、政府は過失致死事件の裁判に公選弁護人を 提供することがあった。当局は、常に被拘禁者に弁護の準備のための 十分な時間を必ずしも与えず、適切な設備へのアクセスも制限されて いた。検察官は刑事裁判で一切の開示義務を負わず、しばしば弁護側 は裁判の開始時に検察がどのような証拠に依拠しているか知らされて いなかった。

政治犯及び政治的理由により拘禁された者

政治犯又は政治的理由により拘禁された者に関する新たな報告はなか

った。サミア・スルフ・ハッサン(Samia Suluhu Hassan)大統領の命令の下、検察長官は政治的理由により拘禁された多くの者に対する起訴を取り下げた。いまだ収容されている本土及びザンジバル(Zanzibar)の政治犯の人数は不明である。政府は、野党党首を保釈が認められない犯罪で起訴すると脅迫した。人権団体から、政府が政治的理由により拘禁された者との接見を拒否したとする報告はなかった。

f. 国境を越えた弾圧

該当なし。

g. 財産の差押え及び返還

該当なし。

h. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律は捜査令状のないこうした行為をおおむね禁じているが、政府が常にこの禁止規定を遵守しているわけではなかった。裁判所のみが捜査令状を発付することができるが、法律はまた、証拠の紛失又は隠滅を防止する必要がある場合、若しくは状況が深刻かつ緊急を要する場合は令状なしで個人及び敷地を捜査する権限を認めていた。テロリズムに関連する法律は、警視補と同等又はそれ以上の階級にある若しくは警察署の責任者の地位にある警察官が特定の緊急事件において令状

なしで捜査することを認めていた。政府の代理人が一部の市民や外国人住民の電話及び通信を監視していると広く考えられていた。こうした慣行の性質や範囲は不明だが、監視されているおそれがあるため、多くの市民社会団体及び指導者らは電話で率直に会話することをためらっていた。フリーダム・ハウス(Freedom House)によれば、政府はソーシャルメディアの監視及びスパイウェア技術を獲得し、この数年間ソーシャルメディアの監視を行っていたことを認めたとされている。

第2節 市民的自由権の尊重

a. 報道機関及びその他メディアのメンバーを含む表現の自由

憲法は言論の自由を規定しているが、報道機関及びその他メディアのメンバーの表現の自由を明示的に規定していなかった。口頭又は文書による名誉毀損に対する刑事罰が存在し、当局は表現の自由を抑圧するためにこれらの法律を利用していた。表現の自由に関する権利は、いくつもの公式(立法、規制)及び非公式(行政、政府及び警察の声明)の措置を通じて更に制限された。これらの法律には、政府にメディア媒体を閉鎖する権限を与える法律も存在していた。

表現の自由: 政府に対する公の場での批判が懲罰的な処分に至った事

例もあった。当局はサイバー犯罪法を利用して、様々な電子メディア で政府を批判した者を刑事訴追した。

(2023年)6月10日時点で、当局はドバイ・ポーツ・ワールド(DP World) によるダルエスサラーム港開発を目的としてアラブ首長国連邦と締結した政府間協定(IGA)に関して国民議会(National Assembly)を批判した容疑で、少なくとも22名を逮捕した。

(2023年)5月1日、ある裁判所は、ソーシャルメディア上でサミア大統領を侮辱した罪で、ゲイタ(Geita)在住のダワ・ジュマ(Dawa Juma)を有罪とし、禁錮6年及び1,000万タンザニア・シリング(4,170ドル)の罰金刑を言い渡した。

暴力及び嫌がらせ: (2023年に**)**年間を通して、当局はジャーナリストへの嫌がらせ及び脅迫を行った。

(2023年)4月11日、警察は弁護士のオデロ・オデロ(Odero Odero)とジャーナリスト4名を逮捕し、後に釈放した。彼らはタンガ(Tanga)のエムソメラ(Msomera)村を訪問し、政府に移住を強いられたンゴロンゴロ (Ngorongoro)の住民の状況を報じた。当該ジャーナリストは、ハバリ・マーラム(Habari Maalum)、スターTV(Star TV)、KTNニュース・ケニア(KTN News Kenya)のジャーナリストだった。

(2023年)7月22日、ムワナンチ(Mwananchi)新聞のジャーナリスト、フ

ォーチュン・フランシス(Fortune Francis)とサンデー・ジョージ (Sunday George)の2名は、ダルエスサラームのテメケ(Temeke)地区で 野党の政治集会について報道していたところ襲撃を受けた。

オンラインメディアを含む報道機関及びその他メディアのメンバーに対する検閲又は内容の規制:安全保障問題に関する報道はサミア大統領の下で検閲を受けていたが、検閲方法は以前ほどあからさまではなかった。本土及びザンジバルのいずれにおいても、警察又は刑務所の活動に関する報道には許可が必要で、ジャーナリストは国民議会(National Assembly)の会議を報道するか、ザンジバル議会に出席する際は特別な許可を得る必要があった。ザンジバル下院議員が違法行為に関与したと主張する情報を公開した者には、罰金刑、3年の禁錮刑又はその両方が科せられた。政府は警告なく新聞社に罰金を課すか報道を差し止めることができた。ジャーナリスト及び報道機関は政府による報復を回避するため頻繁に自己検閲を行った。

ザンジバル政府は公営のラジオ局及びテレビ局の放送内容を規制していたものの、メディア政策の刷新に関する議論を行うことは認めていた。政府は部族の言語での放送を規制しており、スワヒリ語又は英語での放送の方が公式では好まれた。

複数の報道機関によれば、政府職員からセンシティブな話題、特に DPワールドによるダルエスサラーム港の開発のための政府間協定

(IGA)に関して、報道しないよう警告する連絡があった。

(2023年)4月17日、ネイプ・ンナウェ(Nape Nnauye)情報・通信・情報 技術大臣は同性間の交際を助長している疑いがあるとしてソーシャル ネットワークサービスのアカウントの数百件の利用が停止されたと発 表した。また、(同年)7月8日、与党のタンザニア革命党(Chama Cha Mapinduzi)は、ザンジバル大統領であるフセイン・ムウィニー(Hussein Mwinyi)は法的に指名を受けていないと公言したとして、元外交官の アリ・カルメ(Ali Karume)を除名した。

(2023年)7月25日時点で、国家芸術評議会(National Art Council)はタンザニアの規範及び価値観に準じていないと政府が主張した楽曲4曲を禁止した。当該禁止された楽曲は、主に人権と汚職について政府を批判していた。

名誉毀損法: 法律は、国家の指導者について記述する際の扇動的、侮辱的又は軽蔑的な表現の使用に対する逮捕、起訴及び刑罰を規定している。法律は名誉毀損を犯罪行為の1つとしていた。名誉毀損は、憎悪、侮辱又は愚弄することによって個人の名声を傷つける可能性があるか、名声を傷つけることによって個人の専門的職業又は職業に損害を与える可能性のある事項と定義されていた。法律は、他者の宗教的信念を侮辱する意図を持っていかなる行為をすること、又はいかなる発言をすることも禁止していた。上述のような罪を犯した者は1年の

禁錮刑に処される可能性があった。冒とく法は、シャリーアの下にある地域で施行されていた。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを規制した。「攻撃的で道徳的に不適切」又は「不快さをもたらす」とみなされるオンラインの資料は禁止され、同規制違反で有罪となった場合は、高額の罰金又は12か月以上の禁錮刑に処せられた。法律は、「コンピューターのシステム上に写真、テキスト、シンボル又はその他の形態で表示された情報、データ若しくは事実で、それらの情報、データ又は事実が虚偽、欺まん的、誤解を招くもの又は不正確であるもの」と定義される虚偽の情報の公表を犯罪としていた。電子メディア上で政府に対して批判的な論評を述べたことを理由とする逮捕者の数はサミア大統領政権下で減少したものの、依然として、たとえその発言が事実である場合であっても、批判的な発言又は意見を公表した者は公然と脅迫を受けていた。

(2023年)2月以降、音声通話ができる人気のソーシャルメディアアプリケーション「クラブハウス(Clubhouse)」の使用が禁止されたことが広く報じられた。

(2023年)10月初旬、通信規制局(Communications Regulatory Authority)は、オンライン上の活動を匿名化するためにVPN(仮想プライベートネットワーク)を使用する場合、使用している宛先IPアドレスを政府に登録す

るよう団体及び個人に義務付けた。

b. 平和的集会及び結社の自由

憲法は、平和的集会及び結社の自由を規定していたものの、政府は一般的にこうした権利を尊重しなかった。政府は、野党による政治集会の禁止を解除したにもかかわらず、野党に対して平和的集会の自由を制限した。例えば、デモは政治集会ではないとみなされ、許可されなかった。さらに、政府は人権擁護者への攻撃及び平和的、民主的な抗議を呼び掛けた野党党首の逮捕によって、集会及び結社の自由を制限した。

平和的集会の自由

政府は、当局が法律の裏付けなく定めた禁止措置などによって、平和的集会の自由を制限した。2016年に政府が講じた各政党が選挙期間外に政治活動及び集会を計画することに対する禁止措置は解除された。政府は政治集会の主催者に警察の許可を取得することを義務付けた。警察は公共の安全又は治安を理由に、若しくは許可の申請者が未登録の団体や政党に所属している場合は、許可を拒否することができた。政府と警察は、野党、NGO及び宗教団体に対し公のデモや集会の許可書の交付を制限した。当局はオンラインのデモや集会の開催を禁止した。政府は、政府に批判的とみなされる非政治的な集会を規制した。

(2023年)8月13日、警察は政府打倒を目的とした全国規模のデモ実施を計画した疑いで、弁護士のアンドリュー・エムワブクシ(Andrew Mwambukusi)と野党CHADEMA党首エムパルカ・ニャンガリ(Mpaluka Nyangali)を逮捕した。この両名は、DPワールドによるダルエスサラーム港開発のための政府間協定(IGA)に関する政府への異議申立ての試みに関与していた。

結社の自由

憲法は結社の自由を規定し、政府は一般的にこの権利を尊重したが、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クイア又はインターセックス(LGBTQI+)の人々の利益に関する団体は登録にあたり困難に直面した(第6節「性的指向、ジェンダー同一性又は表現、若しくは性的特徴を理由とする暴力行為、犯罪行為及びその他の虐待」を参照のこと)。数千のNGO及び市民社会団体がタンザニア国内で活動していた。政党は登録と会員資格及びその他の要件を満たすことが義務付けられていた。労働者の結社の自由は制限されていた(第7節aを参照のこと)。

(2023年)1月24日時点で、NGO登録機関は、NGOを規制する法律を遵 守していないとして3つのLGBTQI+擁護団体(Stay Awake Network Activity、Ignite Youth Mind of Tanzania、Connect Community with Advocacy and Empowerment)の登録を抹消した。利害関係者の中には、

これらの団体は同性愛を助長しているという主張を理由に登録を抹 消されたと示唆する者もいた。これらの団体の登録抹消は、健康に 焦点を当てたプロジェクトやプログラムの継続の妨げになっていた。

(2023年)4月2日、NGO全国会議(National Council of NGOs)実行委員会は 同性愛を助長している疑いのある29の市民社会団体の調査を開始した。 (2023年)3月27日、ハリソン・ムワキェベ(Harrison Mwakyembe)元 憲法・法務大臣はムベヤ(Mbeya)州でのある会議で演説した中で告発をした。

法的擁護団体によれば、NGOの結社の自由は、NGOの自主性を制約し、NGOセクターに過剰な規制を定める法律によって脅かされていた。大統領から任命を受けている政府のNGO登録機関は、登録抹消の手続はNGOが法律を遵守し、その活動の透明性と説明責任を規定する必要性を強調していると述べた。しかし、現行法では、NGO登録機関にはNGOを活動停止させ登録を抹消する全面的な権限が与えられ、野党や人権NGOの活動を阻むために利用できる抜け穴が残っていた(第3節「政党及び政治参加」、第5節「人権侵害の疑いに関する国際組織及び非政府組織による監視及び調査に対する政府の姿勢」を参照のこと)。

法律は、NGOと社会団体を区別し、それぞれに異なる登録手続を適用していた。法律は、社会団体を、目的に関係なく10名以上で構成する

クラブ、企業、パートナーシップ又は組合と定義し、政党など社会団体とはみなされない特定の組織の分類を定めていた。法律は、NGOを経済、環境、社会又は文化の発展の促進、環境の保護若しくは公共の利益となる問題についてのロビー活動又は擁護を目的とする組織と定義していた。社会団体とNGOは、当局がその申請を承認するまで活動することができなかった。

c. 信教の自由

米国国務省による 「世界の信教の自由に関する報告書(International Religious Freedom Report」 (https://www.state.gov/religiousfreedomreport/)を参照のこと。

d. 移動の自由及び国外渡航の権利

憲法は、国内移動、海外渡航、海外移住及び帰還の自由を定めており、政府はそれらの権利をおおむね尊重した。

国内移動: 難民はキャンプに閉じ込められていた。政府は難民の移動を制限し、公式な許可を得ずにキャンプ外に移動した難民を逮捕するなどのキャンプ収容政策を実施した。許可は取得が比較的難しく、キャンプ内で生計を立てる機会は極めて制約されており、警察は仕事を求めてキャンプを離れた難民を捕らえたり逮捕したりした。当局は通常こうした者を起訴し、現地の裁判所で6か月間の禁錮刑又は罰金刑を科した。

海外渡航: (2023年)6月、政府はブルンジ難民が第三国での再定住のためにタンザニアを出る際の出国許可の全面拒否を再開した。政府は、ブルンジは自主帰還をするのに良い状況にあると主張した。

e. 難民の保護

政府は、国連難民高等弁務官事務所(UN High Commissioner for Refugees:UNHCR)及びその他の人道支援団体と協力し、難民、帰還難民、又は庇護希望者、及びその他の関心対象者へ保護と支援を提供した。

庇護へのアクセス: 法律は、庇護許可や難民認定について規定しており、政府は難民を保護するための制度を確立していた。しかし、庇護申請について決定を下す国家資格認定委員会(National Eligibility Committee)は2018年以降決定のための会合を開催しておらず、認定決定の手続は滞っていた。庇護申請が棄却される割合は70パーセントを超えていた。特にブルンジからの難民に対する保護環境は課題の1つだった。さらに、政府はUNHCR又は外交使節団がモザンビークから入国する難民の資格を判定するために南側の国境へアクセスすることを認めなかった。政府はモザンビークから越境した庇護希望者を難民の地位に値するとは認めなかった。

UNHCRは、ダルエスサラーム又はその他の都市部において当局に

逮捕された後、国際的な保護を必要とする非正規移民の事案に介 入し、移民が確実に国の庇護申請手続を利用でき、出身国への強 制送還から保護されるよう努めていた。

ルフールマン: モザンビークからの庇護希望者がUNHCRによる自主帰還判定の機会がないまま送還されたという報告が複数あった。さらに、長期間にわたりタンザニア南部で生活している一部のモザンビーク人移民が、家族にタンザニア人がいる場合も含め、同国から追放されたという報告も複数あった。政府は、モザンビーク人亡命希望者がモザンビーク北部のカボ・デルガード(Cabo Delgado)州での暴力から逃れてタンザニア南部へ移動することを許可していなかった。モザンビーク政府との協定に基づき、政府はタンザニアに入国したモザンビーク人をモザンビークの不詳の地域へ送還していた。

(2023年)8月時点でタンザニアから帰還したブルンジ人の数が大幅に増加しており、難民が自国へ帰還するようタンザニア当局から脅迫又は圧力を受けたという報告が複数あった。UNHCRは自主帰還認定に関する問題を提示した。ブルンジへの帰国を求める圧力を受けた難民の中には、他国で難民になったり、タンザニアに戻ってきたりした者もいた。政府は、一度帰還した難民の再登録をUNHCRに許可しておらず、こうした難民は人道支援や基本的サービスを受けられなかった。

難民及び庇護希望者の虐待:キャンプで活動するNGOによると、生計の喪失、食糧支援の減少及びその他のストレス要因が原因で、ジェンダーに基づく暴力及びその他の問題が増加していた。難民がキャンプ外で政府職員又は市民によって拘禁、殴打、虐待、強姦又は殺害されたとの報告もあった。

難民に対するジェンダーに基づく暴力はいまだ存在しており、難民キ ャンプ内又はその周辺で活動する職員に対する暴力及び性的虐待の申 立てもあった。サービス提供者は、ンドゥタ(Nduta)及びニャルグス (Nyarugusu)難民キャンプでジェンダーに基づく暴力の生存者約800人 を確認した。中には、夫にブルンジへ強制送還された女性や、ブルン ジ国内のシェルター及びサービスの不足又は夫からの虐待若しくはネ グレクトを理由に難民キャンプへ戻った女性が被害者の事例があった。 UNHCRは、2か所の難民キャンプで現地当局及び周辺住民と協力して 連携を強化し、性的暴力を含む弱者に対する暴力に対処する取組を行 った。検察官がキャンプ内での虐待加害者の捜査、起訴及び処罰を行 う一方で、国際NGOは被害者からの要請に応じて弁護団の支援を行っ た。現地当局と検察官は、難民がキャンプ外で犯罪や虐待の被害を受 けた事件の大半を取り扱っていた。難民キャンプの住民は、国民も直 面している一般的な問題である裁判の遅延や裁判へのアクセスの制限 に苦しんでいた。

移動の自由: 居住している難民キャンプから2.5マイル圏内よりも遠くへ移動し捕らえられた難民は、法律により罰金から3年以下の禁錮刑までのいずれかが科された。難民の移動の自由及び生計へのアクセスを制限する規制政策によって、難民は依然として人道支援にほぼ全面的に依存しており、ジェンダーに基づく暴力を含む様々な保護リスクを受けやすい状態にあった。

雇用: 政府が正式に難民認定された難民の労働を規制しているという 信頼性のある報告があった。

恒久的解決策:政府は、ブルンジ人難民の唯一の恒久的解決策として本国送還に重点的に取り組み、恒久的解決策として帰化又は現地への統合を支援していなかった。UNHCRは、ブルンジ政府、タンザニア政府及びUNHCRの三者間の合意の枠組みに基づく自主帰還を支援する一方で、ブルンジ難民の多くが依然として国際的な保護を必要としているため、ブルンジ国内はいまだ大規模な本国帰還の助けになる状況ではないことを強調した。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法は国民に対して、無記名投票及び平等な普通選挙権に基づいて定期的に実施される自由かつ公正な選挙を通じて自分たちの政府を選択する能力を与えていたが、国民が精神衰弱である場合、特定の犯罪に

より有罪が確定している場合、又は年齢、市民権若しくは有権者登録 の証拠の証明若しくは提示を省略するか怠った場合、議会がこの権利 を制限することを認めている。国外に居住する国民の投票は認められ ていなかった。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙における悪用又は不正:国際的及び現地のオブザーバーによると、2020年の選挙はインターネットやソーシャルメディアの利用停止等の不正に関する信頼性のある数多くの報告によって価値を損なった。野党第一党のCHADEMAは、脅迫や票の水増しを理由に(2023年)9月に行われた補欠選挙に参加しなかった。

政党及び政治参加: 政党登録機関は、あらゆる政党の登録を承認する唯一の権限を持ち、規制を執行する責任を負っていた。2019年の改正により登録機関の権限が拡大された。これについて野党国会議員は1党支配を固定化する動きだと主張した。改正法の下、登録機関はいかなる個人に対しても政治活動への従事を禁止し、党の会合の議事録や出席者を含む、政党のあらゆる情報を要求することが認められていた。2020年の選挙期間中、野党は連立を組むのが困難だった。その理由の一部に、全ての議事録、合意の範囲、及び戦略計画の登録機関への共有を義務付ける法的要件があった。政府は主に1党で構成されているため、第一党の党員となることで、政府職への任命等の利益を得ること

ができた。サミア大統領は、地方長官に1名以上の野党党員を配置する ことを維持していたものの、政府上層部の役職にその他の野党党員を 指名することはなかった。

ザンジバル政府は、主に野党党員も含む挙国一致政府の樹立を通じて、 大臣職に2名の野党党員を指名し、野党党員の第一副大統領を維持し た。

法律は、政党にタンガニーカ(タンザニア本土)とザンジバルの連合を 支持することを義務付けている。民族、地域又は宗教に基づく党の連 立は禁止されている。

(2023年)8月、ザンジバルのムウィニー大統領は、野党党員2名を含む 新たなザンジバル選挙管理委員会を組織した。ムウィニー大統領は以 前、国家調停委員会(national reconciliation committee)の勧告に従って、 12名から成る超党派の調停委員会を組織したことがある。

(2023年)9月5日、女性メディア連合(Women Media Association)が公開した報道発表において、ある政治指導者がザンジバル選挙管理委員会メンバーの女性に対し、当該の選挙管理機関のメンバーに初めて任命されたことについて話したり、考えを述べたりすることを禁止したと主張した。

第4節 政府における汚職

法律は公務員の汚職に対して刑事罰を規定していたが、政府はその 法律を実質的に履行しなかった。政府の汚職に関する多数の報告が あった。

汚職: サミア大統領主導で汚職を減らすよう試みているにもかかわらず、 政府職員による汚職は増加していることが報告によって示された。腐 敗防止・対策局(Prevention and Combating of Corruption Bureau:PCCB)の これまでの報告によると、汚職捜査の大半は政府による鉱業、土地、 エネルギー及び投資への関与に関するものだった。

(2023年)3月、管理者及び会計検査院長は公的資源の相当な不正利用について言及した報告書を公開した。例えば、当該報告書の主張によれば、検察長官は司法取引の合意による賠償金徴収の実施を怠っており、その総額は1,706億1千万タンザニア・シリング(7,120万ドル)に及んだ。さらに、この報告書は押収された財産及び所持金を追跡する手順の欠点についても指摘している。加えて、当該報告書は、主に標準軌鉄道(Standard Gauge Railway)建設に関連する、特定の大型インフラプロジェクトは、それに関連する契約の入札が競争入札ではなかったことを指摘し、国益にかなっていないことを明らかにした。

NGOは、タンザニア歳入庁、地方政府職員、警察、特許当局、病院 職員及びメディアが関与する汚職疑惑を報告した。

(2023年)8月22日、PCCBは公的資金を不正流用した容疑でカタヴィ

(Katavi)州の政府職員7名を逮捕した。同人らは、ムピンヴェ (Mpimbwe)地方政府当局と契約を結んでいない販売業者に現金を送金 し、公的資金10億タンザニア・シリング(417,000ドル)を不正流用した とされていた。

(2023年)8月29日、警察は横領の疑いで容疑者40名を逮捕した。容疑者らは、地方政府の歳入を集める類似の手口を作り上げて実行し、政府歳入約4億5,000万タンザニア・シリング(188,000ドル)を横領したとされていた。

タンザニア国内における汚職に関する詳細については、米国国務省による「投資環境報告書」(タンザニア版)及び金融犯罪に関する情報が盛り込まれている「国際麻薬取締戦略報告書」を参照のこと。

第5節 人権侵害の疑いに関する国際組織及び非政 府組織による監視及び調査に対する政府の姿勢

様々な国内外の人権擁護団体がおおむね政府による制限を受けることなく活動しており、人権問題を調査し所見を発表していた。政府職員はこれらの団体の見解に対してある程度協力的ですぐに応答していた。政府は一部の国際組織のための作業及び滞在許可を先延ばしにしていた。一部の人権NGOは、政府の慣習又は政策に異議を申し立てた際の政府の否定的な反応に不満を表していた。2022年6月、政府は、観光事業及び保全活動のためと称し371,000エーカーの境界を決定した後、

当局とンゴロンゴロ県ロリオンド郡(Loliondo)の住民との間の緊張状態をあおったとしてNGOを非難した。政府は、NGOがその状況に関する報告書を公開した際、同様の申立てをした。

政府の人権団体: 連合議会の憲法・司法・行政委員会(Committee for Constitutional, Legal and Public Administration)は人権に関する報告と提言を行う責任を負っていた。

CHRAGGは本土とザンジバルの両地域で活動していたが、その効力は限定的だった。同委員会は事件を起訴する法的権限を有していなかったが、他の官庁に救済策に関する提言を行ったり、人権侵害及びその他の国民の苦情にメディアの関心を引きつけたりすることができた。また、調査が終わるまで、現状を維持するため、行為を差し止める仮命令を出す権限も認められていた。CHRAGGが人権侵害の糾弾を怠っていることに触れ、人権に関する利害関係者は、政府が人権団体を検閲しているのではないかという懸念を表明した。

CHRAGGには、ンゴロンゴロ保全地域当局が同地域の住民を強制移住させている件で、NGOやコミュニティのメンバーから人権侵害に関する苦情が寄せられていた。市民社会団体のメンバーによれば、CHRAGGはこの件に関する調査を行ったものの、報告書を公表しなかった。

第6節 差別及び社会的虐待

女性

レイプ及びドメスティック・バイオレンス: 法律は、合法的な別居期間における夫婦間のレイプを含め、女性及び18歳未満の男児に対するレイプで有罪判決を受けた者に終身刑を科すことを定めていた。法律は、18歳以上の男性に対するレイプについては言及していなかった。法律は、レイプの通報を望む者は警察署に届け出なければならず、医療支援を求める前にそこで医療同意書を受け取らなければならないと規定していた。この手順が医療の複雑化、法医学的証拠の不完全性及びレイプを通報しないことにつながっていた。被害者は、警察に通報した事件が公表されることを恐れていることが多かった。

法律は暴行を禁じているが、ドメスティック・バイオレンスを明確 には禁じていなかった。女性に対するドメスティック・バイオレン スは依然として広く発生していたが、警察がこれらの事件を捜査す ることはほとんどなかった。

当局が女性を虐待した者を起訴することはほとんどなかった。親戚や友人など、被害者と親しい人物が加害者となることが最も多かった。法廷に出廷した被告の多くは、司法制度における汚職、証拠の不足、不完全な捜査、証拠保全の不備のため釈放された。

ジェンダーに基づく暴力に対処するための政府の施策がいくつか実施されている。警察は全国各地にジェンダー及び子供に関する相談窓口を設置し、被害者の支援、関連する犯罪への対応及び主要住民と警察の間の信頼関係の欠如への対応を行っている。それでも、これらの効果はまちまちだった。警察は、ジェンダーに基づく暴力事件への対応の質及び一貫性向上のため照会指針を有効化した。政府の取組にもかかわらず、ジェンダーに基づく暴力の報告は増加した。法律・人権センター(Legal and Human Rights Center:LHRC)は公開した声明の中で、コミュニティ内でのジェンダーに基づく暴力の増加を激しく非難し、この問題に対抗する法律の制定を要求した。

(2023年)8月14日、ドロシー・グワジマ(Dorothy Gwajima)コミュニティ・開発・ジェンダー・女性・子供及び特殊集団大臣はコールセンターを開設し、家庭内虐待等のジェンダーに基づく暴力の報告を集めた。このコールセンターは政治上の首都であるドドマ(Dodoma)地区に拠点を置いているものの、これまで行政サービスが不十分な地域にもサービスの提供を拡大する予定だった。

政府は、刑務所内におけるジェンダー関連の問題に関する政策、 戦略及びガイドラインもまとめ上げた。政府は、刑務所内でのジェンダーに基づく暴力を報告する機構として、刑務所の部署内に ジェンダー関連の相談窓口を導入した。

女性器切除/女子割礼(FGM/C): 法律は、18歳未満の女児に対して FGM/Cを行うことを禁止しているが、18歳以上の女性の保護を規定 していない。

起訴はまれだった。多くの警察官とコミュニティはこの法律を認識しておらず、被害者は証言をためらうことが多く、証人の中にはFGM/Cの支持者からの報復を恐れている者もいた。反FGM/CのNGOの報告によれば、法律の執行をかいくぐるため、生後12か月未満の女児を標的にする迫害者が増加している。2019年の保健省(Ministry of Health)の報告によると、女性の約10%がFGM/Cを受けており、過去数年と比較すると減少が見られた。

その他の形態のジェンダーに基づく暴力又は嫌がらせ: 法律は、職場での女性に対するセクシャル・ハラスメントを禁止していた。女性の法律扶助センター(Women's Legal Aid Center)によると、警察が通報を受けた事件を捜査することはほとんどなく、政府が準拠法を実施することもまれだった。捜査が行われた事件も裁判までいかないことが多かった。原告が社会的圧力を理由に訴えを取り下げることもあれば、検察が証拠不十分のために不起訴とすることもあった。LHRCによる「人権とビジネスに関する報告」(2020、2021年)では、セクシャル・ハラスメントの問題はビジネス分野において女性が直面している喫緊の問題のうちの1つであることが明らかになった。女性は、業務で救済や特権を得るために性的搾取を経験したことを報告していた。

差別: 法律は、雇用、住宅、教育及び医療等において男女同等の法的 地位及び権利を規定しており、政府は一般的に法律を執行していたも のの、男性に有利なことが多い慣習の実施も認めていた。

女性は結婚、離婚、相続及び国籍の点で差別的処遇を受けていた一方、教育、信用取引、事業の所有権及び住宅においてあからさまな差別を受けることはまれだった。男性と同様の職種、職務及び労働時間での女性の雇用に関する法的規制はなかった。しかしながら、特に農村部の女性は、女性が男性に対して意見を主張すること及び高等教育を追求することを妨げる文化規範等の、文化的、歴史的及び教育的要因により、重大な雇用の不利益に直面していた。

生殖に関する権利: 政府当局側に妊娠中絶の強要又は強制不妊に関する報告はなかった。

「タンザニアの人口統計・健康調査及びマラリア指標調査(2022年)、主要指標報告」によれば、5人中1人の女性は避妊を希望していたものの、家族計画へのアクセスが不十分だった。避妊具の入手等、家族計画サービスは国民保健システムに含まれていた。15~19歳の青年期の女子の22パーセントが既に母親になっているか、第一子を妊娠していた。農村部の青年期における妊娠率は都市部と比較して不釣合いに高い。思春期は、児童婚に至る頻度の高さ、性感染症に関する知識不足並びに性及び生殖保健サービスの利用機会の制限と関連していた。障

がい者(特に青年)は、情報不足及び、増大する性的虐待及びレイプ、 HIV及び性感染症並びに汚名のリスクが原因で、満たされない性及び生殖保健における需要が健常者より高かった。

性及び生殖保健サービスへのアクセスは、通信及び環境上の障壁、 物理的なアクセスのしにくさ及びサービス提供者との関わりにおけ る負の側面(機密保持の欠如、不適切な処遇及び軽蔑、不十分なサー ビスの提供)によって妨げられている。

妊娠中絶後のサービスの利用可能性及び質向上のための政府による 取組にもかかわらず、合併症に苦しむ成人女性及び女児は起訴され る危険性を感じ処置を求めることを避けた。さらに、医療提供者の 多くは処置をすることが法的に認められており、女性はそのサービ スを受ける権利があるということを認識していなかった。

保健省の生殖・子供の健康課(Reproductive and Child Health Unit in the Ministry of Health)及び大統領府地方自治庁(President's Office for Regional Administration and Local Government)の管轄において、政府はジェンダーに基づく暴力に対応し、これを予防する保健部門を管理する国家指針を設定していた。医療機関は性暴力及びジェンダーに基づく暴力に関する研修を受け、性及び生殖保健に関する情報のほか、臨床ガイダンスに従って、性暴力の被害者に緊急避妊薬及び予防薬を提供していた。

2022年の国勢調査によると、タンザニアの妊産婦死亡率は大幅に減少し、出生10万人あたり556人(2015年)から194人(2022年)となった。妊婦の85パーセントは有資格出産介助者を伴った分娩をしており、2015年の66パーセントからの増加を示した。タンザニア南部のリンディ(Lindi)州及びムトワラ(Mtwara)州で実施された近年の調査によって、外傷性及び非外傷性の分娩後出血が妊産婦死亡に最も多く見られる原因であることが明らかになった。妊産婦死亡の51パーセントは産後24時間以内に発生し、死者の60パーセントは25~36歳、63パーセントは低所得の農村部の住民であった。

産科ろう孔(分娩停止により産道に穴が空く疾病)が未処置のままの女性が多かった。こうした状況は、主に医療制度の不備に起因していた。女性たちは、ろう孔発症の原因は敬意に欠ける妊婦ケア等の好ましくない経験だとした。複数の調査は、看護師の怠慢により初期診療施設での待機時間が長かったことや、より設備が整った施設への搬送が速やかに決定されなかったことがろう孔の原因だとする女性もいるとの報告があった。さらに、母親たちは根強い組織的な障壁、及び意思疎通の不足、出産時の夫の立会いの拒否、移動の否定、安全な伝統的慣習の否定及び好ましい分娩時の体位の無視等の否定的な体制規範並びに設備の状態の物理的不備を報告した。コミュニティにおける汚名は、女性が産科ろう孔の処置を求めることを遅らせるもう1つの大きな要因だった。(2023年)7月、サミア大統領はボー

ダコム(Vodacom)とボーダフォン財団(Vodafone foundation)と提携し全国的規模のM-Mamaプログラムを立ち上げ、救急搬送体制等の妊産婦及び新生児向けのヘルスケア対策を提供していた。

大半の女児は女性用衛生用品を入手できず、月経期間中は自宅待機するようにしていたため、月経衛生も依然として女児が教育を受ける機会を損なう要因の1つだった。学校は総合的な性教育を提供していないため、生徒は避妊するための十分な情報を得ていないと報告した。さらに、NGOの報告によれば多くの女児がレイプにより妊娠していた。2015年に政府が着手した教育訓練政策の下では、妊娠した女児は復学することができた。2017年にマグフリ(Magufuli)大統領は女児が産後に復学することを認めないと宣言したが、2021年11月に政府は妊娠した就学年齢の女児及び思春期の母親等の中途退学者が正規の教育制度に復帰することを許可すると発表した。2023年6月28日の政府の発表によると、2021年11月以降、妊娠又は出産を理由に中途退学した女児1,907名が復学しており、これは推定合計中途退学者数の20パーセントを上回っていた。

組織的な人種的又は民族的暴力及び差別

組織的な人種的又は民族的暴力又は差別に関して複数の散発的な報告があった。人種又は民族少数派に対する個別の保護を規定する法律はなかった。

先住民

タンザニアは先住民又は自らを先住民だと認識する人々の権利を認めていなかった。先住民は保全又は開発事業のために、伝統的な先住民区域から強制退去させられる場合があった。

子供

教育: 初等学校に在籍する児童の約半数は女児であるが、家事手伝いの義務や衛生設備の不備のため男児よりも欠席が多かった。中等レベルでは、児童婚、早期結婚及び強制結婚と妊娠が女児の学校教育修了の障害となることが多かった。

児童虐待: 児童に対する暴力及び虐待は重大な問題だった。法律は、身体的、道徳的又は精神的な危害のほか、ネグレクト、性的虐待及び搾取労働等、児童の権利を侵害する行為を禁止していた。学校では体罰が行われ、法律は主任教師が生徒をむち打ちすることを認めていた。2009年に実施された児童暴力に関する全国調査(National Violence against Children Survey)(入手可能な直近のデータ)から、子供の75%近くが18歳までに身体的暴力を経験していることが明らかになった。

児童婚、早期結婚及び強制結婚:法律は男児の法定結婚年齢を18歳とし、親の同意がある女児の場合は14歳と定めていた。法律は、初等学校又は中等学校の生徒との結婚を違法としていた。報告によると、この法律を逃れるために、警察に賄賂を渡すか、女児の家族に持参金を

支払い起訴を回避する者もいた。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)によると、7歳という幼さで結婚している女児がいた。ザンジバルは結婚に関する独自の法律を定めているが、児童婚、早期結婚及び強制結婚については具体的に言及していなかった。政府は、ジェンダーに基づく暴力を防止するための中等学校レベルの教育キャンペーンを行っており、これには児童婚、早期結婚及び強制結婚に関する情報が盛り込まれていた。

(2023年)4月、マウリド・アスマン(Maulid Athuman)は15歳の女児と結婚しようとしたため逮捕された。この結婚計画に関与した結婚仲介人と家長も逮捕された。被害女児は家庭内の混乱を避けるために結婚に同意したものの、勉強を続けたかったと話した。

女性の法律扶助センターの報告によると、難民キャンプ内での早期結婚の事例が増加しており、18歳未満の者を子供として扱う、子供に関する法律によって事態は一層複雑化していた。しかし、婚姻法は女児の14歳での婚姻を認めていた。

児童の性的搾取: 法律は、児童の性的人身取引、性的な展示及び児童ポルノ等の商業目的の児童の性的搾取を犯罪としていたが、この法律に基づいて起訴された事例の報告はなかった。法律は、法的な婚姻関係にない限り18歳未満の子供との性行為をレイプと規定していた。事件が必ずしも報告されず、また、女児が圧力を受け告発を取り下げる

ため、法律が常に執行されるとは限らなかった。例えば、ザンジバルでは未報告のままの女児に対する法律上のレイプ事件の報告があった。市民社会団体メンバーは、ザンジバルにおける法律上のレイプの発生件数増加を非公式に報告したが、そうした主張を裏付ける公式の統計データは存在しなかった。

(2023年)8月29日、ザンジバル政府の統計学者は同年7月中に報告されたジェンダーに基づく暴力、児童虐待及び女性虐待168件のうち80パーセントに子供が関与していたと述べた。

障害を持つ児童の殺害を含む幼児殺害: 特に子供を養育する金銭的な余裕がないと考える農村地域の母親の間で、依然として幼児殺害が行われていた。利用できる全国的な統計はなかった。

反ユダヤ政策

ユダヤ人の人口は極めて少数であり、反ユダヤ的行為に関する報告は なかった。

人身売買

米国国務省による 「人身売買に関する報告書(Trafficking in Persons

Report / (https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/)を参照のこと。

性的指向、ジェンダー同一性又は表現、若しくは性的

特徴を理由とする暴力行為、犯罪行為及びその他の虐待

犯罪化:同性間の合意に基づく性行為は犯罪とされていた。本土とザンジバルの両地域の法律は「重大なわいせつ行為」に5年以下の禁錮刑又は罰金を科していた。法律は、「他者に対して自然の秩序に反する性行為を行うる性行為を行ったこと、又は男性に自然の秩序に反する性行為を行うことを認めたこと」によって有罪となった者に対し、本土では30年以上の禁錮刑又は終身刑、ザンジバルでは14年以下の禁錮刑に処すと定められていた。ザンジバルの法律は、「レズビアンの行為」に対して5年以下の禁錮刑又は罰金を定めていた。これらの法律が実施され、少なくとも4人が最長30年の禁錮刑に処された。

裁判所は、同性間の性行為の嫌疑をかけられた者を犯意を持ったはいかい又は売春の罪で訴追する等、LGBTQI+の人に対して文面上中立的な法律を不釣合いに執行した。(2023年)1月20日、14名のLGBTQI+集団は違法な集会の開催及びはいかいの罪で有罪となり、それぞれ約215,000タンザニア・シリング(90ドル)の罰金の支払又は2か月の実刑に服すことを命じられた。

当該集団はモロゴロ(Morogoro)で行われていたLGBTQI+の地域集会への強制捜査の最中に逮捕され、当初「同性愛の助長」で訴追されたが、法律は同性愛の行為は禁止しているが、同性愛の助長は禁止し

ておらず、これはえん罪だった。

当局は同性間の性行為を行った容疑で少なくとも23名を逮捕し、その後釈放した。(2023年)4月、米国民1名を含む3名が逮捕され、人権侵害的な手続により脅迫を受けた。この3名は尋問を受けることなく後に釈放され、起訴は取り下げられた。

LGBTQI+の人々は、同性間の性行為を理由に逮捕される恐怖から、政府職員による犯行を含め、暴力やその他の犯罪を報告することを恐れていた。LGBTQI+の人々は、警察による嫌がらせの継続や賄賂の誘いについて報告していた。

暴力及び嫌がらせ: LGBTQI+の人々に対する暴力事件は発生しているが、被害者らは身元の特定、逮捕又は差別若しくは警察、家族又は見知らぬ人らによる暴力を恐れているため、報告することは限定的だった。政府はLGBTQI+の人々に対する暴力又は差別に関する報告を体系的に追跡していなかった。

(2023年)4月26日、ケミルベ・セレマン(Kemilembe Seleman)の死に関与しているとして4名を逮捕した。遺体は切断された状態で発見された。 捜査は終了していないが、ソーシャルメディアのコメントはセレマンの死と、彼女が別の女性にキスをしているインターネット上の2017年のビデオクリップとの関連性について言及していた。

2023年中、著名な活動家は政府及びコミュニティからの報復行為を恐れ、同性間での性行為を行った容疑による逮捕者数が急増する中で沈黙を守った。

差別: 法律は、性的指向、ジェンダー同一性又は表現、若しくは性的特徴に基づく差別を禁じておらず、LGBTQI+のカップル又はその家族を認めていなかった。警察は、服装や態度を理由にLGBTQI+とみなした者に対し、言葉による、時には身体的な嫌がらせ又は脅迫を行った。LGBTQI+の人々は、医療(HIVに関する情報へのアクセス等)、住居、教育及び雇用へのアクセスにおいて差別を受けていた。こうした差別に対処するための政府による取組は確認されなかった。

法的なジェンダー自認の利用可能性:各個人が政府発行の身分証明書上にあるジェンダー自認表示を変更するための法的手段はなかった。自らの性表現に合致した法的な身分証明書を取得できないことによって、トランスジェンダー及びノンバイナリーの人々には雇用、教育、住居及び生活のほぼ全ての局面で重大な問題が生じていた。

非自発的又は強制的な医学的又は心理学的慣習: 意図しない又は強制的な行為を用いて性的指向、ジェンダー同一性又は表現を変えようとする試みに関する報告が複数あった。これらは主に、医学又は心理学の専門家、若しくは宗教又はコミュニティの指導者による強制的な対話「療法」等の非身体的な手法によって行われた。こうした行為を非難

する政府又は医学協会による取組はなかった。

表現、結社又は平和的集会の自由の制限: LGBTQI+の人々は、身元の特定、逮捕及び警察又は家族による差別又は暴力を恐れて、自由な集会、結社又は公の場での自己表現を行うことができなかった。

NGOは、LGBTQI+を重視していることが明白な名称の団体の登録は困難で、別名や曖昧な表現を用いなければならないことが多かったと報告した。NGOは自由かつ公に活動できなくなることを懸念していた一方で、サミア大統領政権下では当局の標的になったり、登録抹消されたりすることが少なくなったと報告した。

表現の自由は政府職員によって制限された。(2023年)2月、アドルフ・ムケンダ(Adolf Mkenda)文部科学技術大臣は、「児童及び国内の若者の教育を脅かす」という理由で16種類の書籍について学校での使用を禁止した。使用を禁止された書籍には、LGBTQI+アイデンティティや性教育関連書籍のほか、「グレッグのダメ日記(Diary of a Wimpy Kid)」シリーズの一部が含まれていた。

障がい者

障がい者は健常者と対等に教育、医療及び交通手段にアクセスできない場合があった。法律は、身分の平等を規定し、身体障がい者、知覚障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する差別を禁じていた。

しかし、政府はこれらの条項を実質的に執行しなかった。障がい者がアクセスできる公共建築物はほとんどなかった。しかし、新築の公共建築物は障がい者によるアクセスを規定する法律に準拠して建設されていた。法律は、アクセス可能な形式の情報及びコミュニケーションについて規定しているが、全ての障がい者がこれらにアクセスできるわけではなかった。

障がい者の政治への参加に対する制限としては、投票所にアクセスできないこと、入手可能な情報が十分でないこと、政党への参加が制限されていること、国家選挙管理委員会が障害に関する指令を履行していないこと、障がい者への偏見などがあった。

(2023年)4月16日、ゲイタ(Geita)州警察は、自分の子供を適切に育てることができなかったとして、障害を持つ自身の子供を殺害した容疑でエリアス・バクミィー(Elias Bakumye)を逮捕した。

その他の社会的暴力又は差別

法律は、HIV陽性者であると「判明した又はそうみなされた」いかなる者に対する差別も禁じ、HIV及びエイズ罹患者を保護するために医療上の守秘義務基準を定めていた。特に3つの主要集団(性労働者、薬物常用者及びLGBTQI+の人々)のHIV陽性者に対する警察による虐待は珍しいものではなく、この虐待には、恣意的な逮捕、恐喝及び犯罪被害者からの苦情受理の拒否等が含まれた。医療分野では、これらの主

要集団に属する人がサービスの拒否、言葉による嫌がらせや虐待、守秘義務違反を経験していた。(2023年)5月、警察はコミュニティからの苦情に応じて、ダルエスサラームで性労働者の取締りを実施した。この取締り実施中に、恣意的な逮捕のほか、長期間の拘束、脅迫、レイプ、性暴力及びその他の身体的暴行に関する信頼性のある報告が複数あった。(2023年)6月、イリンガ(Iringa)州における同様の取締り活動が報告された。

2017年以降、政府はHIVハーム・リダクション戦略の1つとして潤滑 剤の無料配布を禁止し、さらに、疎外された人々にHIVのケア及び 処置サービスを提供する主要集団向けの立寄り所の開設も禁止した。

政府及びNGOは教育の支援活動やコミュニティの治安維持を通じて暴徒による暴行を減らす取組をしていたにもかかわらず、 暴徒による暴行は続いていた。

先天性白皮症患者の権利を擁護するキリスト教団体「同じ太陽の下 (Under the Same Sun)」によると、魔術に関連した襲撃及び殺害が引き続き問題となっており、これらはかなり過少に報告されていた。 LHRCの2022年の報告書によると、2022年は魔術に関連した殺害が115件発生した。こうした殺害の主な犠牲者又は標的は子供又は高齢女性であることが多かった。2015年に政府は先天性白皮症患者の殺害を減らすために、呪術医を違法とした。しかし、一部の儀式執行者

は先天性白皮症患者の身体の部位が力、富、幸運を呼び込むために有効だと信じていることから、特に選挙期間中に先天性白皮症患者は暴力の被害を受けやすかった。2022年、LHRCは先天性白皮症患者だったジョセフ・マティアス(Joseph Mathias)の暴行殺人の詳細を記録した。被害者は正体不明の暴行犯によって切りつけられ失血死した。この事件はムワンザ(Mwanza)州のクウィンバ(Kwimba)県で発生した。

農民や牧畜民の間では伝統的な家畜放牧区域をめぐって論争が起こる ことがあり、そうした論争の最中に暴力が生じていた。

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

本土とザンジバルの政府はそれぞれ別個の労働法を定めていた。本土の法律は、「国家サービス」の分類に区分される労働者と刑務官を除き、労働者に対し独立した労働組合を結成又は加入する権利、団体交渉権及び合法的なストライキを実施する権利を規定していた。法律は、何らかの形態の反組合的な差別を禁止していたが、雇用主に対し、労働組合活動を理由に解雇された労働者の復職及び合法的なストライキに参加した労働者に対する報復の防止は義務付けられていない。法律は、民間部門の労働組合には20名以上の組合員で構成されていること及び政府への登録を義務付けていた一方、公的部門の労働組合には30

名以上の組合員が必須としていた。連合の結成には5つの団体が必要だった。労働組合の非労働組合組織との連携は、それが政府の許可なしで形成された場合、又はその労働組合の権限が雇用者と労働者間の関係よりも広範の組織だとみなされる場合は、労働裁判所によって取り消される可能性があった。労働組合又は雇用主組合は、設立後6か月以内に労働省(Ministry of Labor)の労働組合登録機関に登録申請しなければならなかった。しかし、法律は政府が団体を登録する際の明確な期限を定めておらず、登録機関は恣意的又は曖昧な理由によって登録を拒否する権限を有していた。政府は、労働組合幹部の在任期間を規定していた。政府の規定を遵守しない場合は、罰金か禁錮刑のいずれか、又はその両方が科された。

法律は、労働組合に対し財務記録と組合員の名簿を登録機関に毎年 提出すること及び海外の労働組合との連合を結成する場合は政府の 許可を得ることを義務付けていた。登録機関は、一企業内で重複が 生じた場合若しくは労働組合が法律に違反している又は公共の安全 を脅かしていると判断された場合は、労働裁判所に労働組合の登録 抹消又は活動停止を申請することができた。

団体交渉協定は労働委員会(Labour Commission)に登録される必要があった。「国家サービス」に従事する労働者や刑務官等の一部の例外を除き、公的サービスの従業員も団体交渉を行うことができた。

雇用主は、特定の法律要件及び手続に準拠していれば、ロックアウトを始める権利を有した。ストライキが合法と宣言されるために、法律は3回の別々の意向の通知、92日以上の待機期間及び労働省職員が出席する場での組合投票で75%以上の組合員の賛成票を獲得することを義務付けていた。紛争の全当事者は仲裁協定に拘束される場合があり、いずれの当事者もその協定のプロセスが完了するまでストライキもロックアウトも行うことはできなかった。署名された契約の調整又は条件に関する紛争には調停によって対処しなければならず、これをストライキの目的とすることはできなかった。

法律は、ストライキが国民の生活及び健康を脅かすおそれのある「必須サービス」に関連する場合は、ストライキの権利を制限していた。ストライキを援助する又は合法的なロックアウトに反対するためにピケッティングを行うことは禁じられていた。全てのサービス業のうち約50パーセントの労働者(上下水道、衛生、電気、医療サービス、保健研究サービス、消防、航空管制、民間航空、電気通信、及びこれらのサービスの提供に必要なあらゆる輸送サービス)は「必須サービス」と定義されていた。これらの従業員は、「最低限のサービス」を継続する事前の合意がない場合はストライキを行うことができなかった。その他の部門の労働者も、雇用主、労働者及び政府代表者で構成され、どのサービスが必須サービスにあたるかを判定する権限を有する三者委員会である必須サービス委員会(Essential Services Committee)の判断

により、この制限を受ける可能性があった。雇用主は法律上、合法的なストライキへの参加を理由に従業員を解雇したり、ロックアウト中に雇用主の要求に応じた従業員を解雇したりすることはできなかった。

違反に対する罰則は同様の違反に対する罰則と同等だが、違反の抑止には不十分だった。反組合的な差別をめぐる紛争は、労働省傘下の政府部門である仲裁委員会(Commission for Mediation and Arbitration)に付託されなければならなかった。反組合的な差別の事案に関する公開情報はなかった。

2022年、政府が値上げを盛り込んだ運賃ガイドを発表したことを受け、配車サービスプラットフォームのウーバー(Uber)は営業を一時停止したが、(2023年)1月に営業を再開した。配車サービスのドライバー労働組合は2022年末に高額な手数料に抗議する2日間のストライキを実施し、政府が先の規制を取り消したことに対し懸念を示した。ザンジバルの法律は、組合員が50名以上のいかなる組合にも登録を義務付けていたが、この基準を満たすことができる企業はほとんどなかった。法律は労働組合幹部の識字基準を定めていた。法律は、団体の規約が組合員の利益を保護するものであるかを判断する基準を設定することによって、登録を制限する強力な権限を登録機関に与えていた。この法律は、公的部門と民間部門の両部門の労働者に適用され、ザンジバルの労働者が本土の労働組合に加入することを禁じていた。法律は、

労働組合幹部による公式の任務の遂行に際して発生したいかなる過料 又は罰金の支払のためにも、組合がその資金を直接又は間接的に使用 することを禁じていた。ザンジバルでは、政府と民間部門の労働者の 双方がストライキを行う権利を有するが、ストライキを行う権利には 厳しい規制があり、期日に余裕を持った事前通告と強制調停が義務付 けられていた。さらに、必須部門の労働者はストライキを行うことが できず、ピケッティングを行うことは禁じられていた。法律は、合法 的なストライキの参加者を報復から保護していなかった。

ザンジバルの法律は、民間部門の団体交渉について規定していた。公的部門の従業員も政府・医療職員労働組合(Trade Union of Government and Health Employees)を通じて団体交渉を行う権利を有した。しかし、警察官及び刑務所職員並びに政府高官(行政機関の長等)は労働組合への加入を禁じられていた。ザンジバルの紛争処理部門(Dispute Handling Unit)は労働争議に対処した。ザンジバルでは、裁判官及び全ての司法職員、特別部門の職員並びに議会の従業員は労働法の保護から除外されていた。ザンジバルでは、裁判所が労働争議に関する審理が行われる唯一の場だった。ザンジバルでは、特にペンバ(Pemba)島で労働法の執行が不十分だった。ザンジバルでは、管理職の従業員に賃金やその他の雇用条件について団体交渉を行う権利はなかった。

政府は、本土又はザンジバルで団体交渉権を保護する法律を実質的に 執行しなかった。本土とザンジバルの両方で、労働組合員に対する雇

用主の差別的行為は違法であるにもかかわらず、民間部門の雇用主は 反組合的な方針又は戦術を採用していた。

b. 強制的又は義務的労働の禁止

米国国務省による*年次発行の「人身売買に関する報告書*(Trafficking in Persons Report」 (https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/)を参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する調査結果(Findings on the Worst Forms of Child Labor)」(https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings)を参照のこと。

d. 差別(第6節参照)

e. 受入れ可能な労働条件

賃金及び労働時間に関する法律: 政府は、本土の公的及び民間の両部門の最低賃金を定めていた。民間部門については、最低賃金は政府の資困ラインを上回っており、2023年初頭に改定されたものの、多くの業種で世界銀行が極貧と定義する基準を下回っていた。(2023年)5月、サミア大統領は公共部門の従業員の賃上げも確約したが、労働者はこの賃上げの実行の遅れについて懸念を示した。法律は、雇用主が最低賃金の支払免除を労働省に申請することを認めていた。労働法は外国人労働者や移民労働者、及び非公式部門の労働者を含む、全ての労働人

者に適用された。ザンジバルの最低賃金は貧困ラインを上回っていた。

1週間当たりの標準労働時間は45時間で、1日当たり9時間又は1週間当たり6日を上限としていた。この上限を超える労働に対しては、従業員の基本給の1.5倍の時間外手当が支払われていた。ほとんどの状況において、妊娠中又は母乳育児中の女性を午後10時から午前6時までの時間帯に就労させることは違法とされていた。

法律は、雇用期間が12か月の従業員は年間28日の有給休暇を取得する権利を与え、国が定める祝祭日には従業員への手当の支払を義務付けていた。法律は、過剰又は強制的な時間外労働を禁止しており、時間外労働を4週間につき50時間又は事前に交渉した労働契約に基づく上限に制限していた。法律は同一労働同一賃金を義務付けていた。

人権団体の指摘によると、一部の従業員は職を失うリスクから、規定労働時間よりも長い時間労働するよう圧力を受けていると考えていた。一部の雇用契約では、労働法及び労働基準に違反して、1日当たり10時間の労働を従業員に義務付けていた。LHRCが実施した2020/2021年大規模調査によると、本土の被雇用者からは、規定労働時間を超過しても、雇用主から退勤するように言われるまで勤務するよう命じられたとの報告があり、また、ムベヤ及びゲイタの労働者は週末や休日の労働を強制されていると報告した。

当該のLHRCの調査によると、違反が最も多くみられたのは接客、輸

送(バス又はトラックの運転手)、建設及び民間警備部門だった。調査 対象となった全ての被雇用者が場合により時間外労働をしたことを明 らかにしているが、時間外手当の支給を受けたと報告したのはわずか 38パーセントに過ぎなかった。

労働安全衛生: いくつかの法律は、職場での労働安全衛生(OSH)基準を定めていた。タンザニア労働組合会議(Trade Union Congress of Tanzania)によると、OSH基準は主要産業においては適切であり、その基準の執行は改善されているが、民間部門では課題も残っていた。しかし、OSH基準は非公式経済では実質的に執行されていなかった。労働安全衛生当局(Occupational Safety and Health Authority)は十分な人数の検査官を採用していなかった。検査官は法律に基づき抜き打ち検査を実施する権限を有するが、検査の大半は定期的及び計画的なものだった。OSHの専門家は、労働者からのOSHに関する苦情対応に加え、COVID-19対策の保護用具の不備を含め、危険な状態を特定することはほとんどなかった。建設業等の危険を伴う業界で、従業員はヘルメット、グローブ及び安全ベルト等の保護用具を装着せずに作業していることがよくあった。

2008年の事故報告調査(Accident Notification Survey)(入手可能な直近の調査)によると、死亡事故の発生率が最も高い部門は建設及び建築、輸送、鉱業並びに砕石であった。家庭内労働者への身体的虐待が頻発しており、家庭内労働者は雇用主からの虐待を受け負傷していた。法

律により、労働者はその雇用が危険にさらされることなく健康又は安全が脅かされる状況から退避することができるが、当局はこうした保護を実質的に執行しなかった。

労働者は、労働条件が労働省の健康及び環境基準を遵守していない場合、雇用主を訴えることができた。紛争は主に仲裁委員会を介して解決された。外国人労働者又は移民労働者に対する例外はなかった。

賃金、労働時間及びOSHの実施: 最低賃金の遵守は、労働雇用省の管 轄下にある労働管理・検査庁(Labour Administration and Inspection Services Department)を通じて統制されていた。本土では、労働省の職 員が雇用契約、賃金及び労働時間を監視していた。首相府内の労 働・青年・雇用・障害者課の報告によると、本土には87人の労働検 査官がいた。ザンジバル労働委員会は、11人の労働検査官がいると 報告した。検査官の数は法令を遵守させるためには不十分だった。 ザンジバルでは、労働委員会は労働検査に関することに対して直接 的な責任を負っていた。本土とザンジバルの両方において、労働局 職員は法令遵守命令を発し、労働法により罰金又は3日以下の禁錮刑 若しくはその両方をもって、労働法を遵守するよう雇用主に求める ことができた。本土では、労働省の職員が雇用契約、賃金及び労働 時間を監視していた。政府は、最低賃金、時間外労働及びOSH法を実 質的に執行しなかった。OSH当局は十分な人数の検査官を採用してい なかった。検査官は法律に基づき抜き打ち検査を実施する権限を有

するが、検査の大半は定期的及び計画的なものだった。違反があった場合、検査官は期限付きの改善通告、業務停止命令を発したり、 危険な設備の使用を禁止したりすることができた。しかし、本土又はザンジバルで検査官が直接適用できる制裁又は罰金はなかった。 違反に対する罰則は、詐欺又は過失等の類似した犯罪に対する罰則と釣合いが取れていなかった。

政府は、特にその大半の労働者が被雇用者又はパートタイム労働者である非公式部門において、労働基準を十分に実施しなかった。国際労働機関(International Labor Organization)の報告では、タンザニア国内の非農業部門労働者のうち76パーセントは非公式部門に属していた。労働者全体の約5パーセント(大半は女性及び女児)は、非公式の家庭内労働において雇用されていた。家庭内労働者には、最低賃金及び雇用条件を定めるいくつかの法律が適用されるが、保健省の研究者によると、家庭内労働者は自らの権利を認識しておらず、依然として、過度な労働時間、著しい低賃金又は無給及び搾取的な労働条件に対しぜい弱だった。

一部の非公式部門労働者団体は、特に輸送及び建設等の一部の危険な職業における健康問題又は死亡に対して限定的な保護を提供するローテーション型貯蓄団体又は制度等、当該労働者向けに規定されていない社会保護について独自に取り決めをしていた。法律は自営業者の加入について規定しているものの、厳しい負担金の条件によって、多く

の非公式労働者が加入及び給付金受取りの対象から除外されていた。 年金、医療及び融資のための全国非公式部門計画(National Informal Sector Scheme)は非公式部門が生産活動を推進するのに役立っていた。